

# ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省と日本国埼玉県との 技能・技術者の活用における連携に関する覚書

ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省と日本国埼玉県とは、相互の連携に関し、次のとおり誠意をもって協力して取り組むため、次の認識に達した。

## (目的)

I この覚書は、ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会問題省と日本国埼玉県の協力のもと、双方の法律に基づき、ベトナムの産業化において重要な役割を担い、またベトナムと日本の協力関係強化に貢献しうるベトナム人技能者・技術者の活用を図るものとする。

## (連携事項)

II 双方は、上記 I に掲げる目的を達成するため、ベトナム人技能・技術者の埼玉県への派遣に関し、次のとおり連携する。

(1) ベトナム労働・傷病兵・社会問題省の窓口である海外労働部と埼玉県の窓口である産業労働部は外国投資庁埼玉デスクを通じ人材に関する情報交換を行う。

(2) 双方は、ベトナム人労働者に係るセミナー等の開催に連携して取り組む。

(3) 技能者、技術者等を活用したい企業に対してはベトナム労働・傷病兵・社会問題省は埼玉デスクと連携して必要な支援に取り組む。

(有効期間)

Ⅲ 本覚書に基づく協力は、双方が署名した日から開始されるものとし、6か月前までに相手方に対して書面で通知することにより、本覚書に基づく協力を終了させることができる。

本覚書は、英語文により2通作成し、双方署名の上、各1通を保有する。

2018年10月26日

日本国

埼玉県

知事 上田 清司

ベトナム社会主義共和国

労働・傷病兵・社会問題省

副大臣 ドアン・マウ・ディエップ